

中部運輸局自動車交通部

令和5年6月1日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
久世、河合 TEL 052-952-8082
中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当
山田、鈴木 TEL 058-279-3714

乗合タクシー事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：高富タクシー 有限会社（代表取締役 川上 秀人）

住 所：岐阜県山県市高富1172番地

営 業 所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和5年6月1日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 20日車（1両×20日間）

②文書警告

3. 監査端緒

令和4年5月2日、岐阜県山県市高富町の交差点にて車内事故（重傷事故）を惹起したとして、当該営業所に対し、監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）業務等の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）

（2）運行基準図の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）

- (3) 運行表の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項)
- (4) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (5) 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (6) 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (7) 運行管理規程の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)
- (8) 事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。
(道路運送法第94条第1項)
(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 2点
- ・当該事業者の累積違反点数 2点